



# 女性の味方。安心も、うれしい満期返れい金も。 積立女性保険Rouge<sup>ルーージュ</sup>



次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額（交通事故傷害増額支払特約または第三者加害行為等による傷害倍額支払特約をセットした場合は増額後の死亡・後遺障害保険金額）は、「同種の危険を補償する他の保険契約」と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

①始期日時点で被保険者が満15才未満の場合

②契約者と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名・押印）が当社所定の書面にないとき

詳細は1ページをご覧ください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

#### 【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、（社）日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

# 積立女性保険ルージュ 4つの魅力

**魅力1** 傷害事故に加え、日常生活における賠償事故、  
外出中の身の回り品の破損・盗難を補償!

**魅力2** 第三者からの暴行によるケガを手厚く補償します。

**魅力3** 嬉しい満期返れい金つき!

**魅力4** 長期にわたって安心です。(保険期間は3年～10年よりお選びいただけます。)

## ■ご契約例 (保険期間5年)

一時払保険料 (掛金)  
**1,031,850円**  
月払保険料 (掛金)  
**17,930円**

傷 害		
死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額
500万円	5,000円	2,500円
個人賠償責任		携行品損害
3,000万円 (自己負担額1事故につき0円)		30万円 (自己負担額1事故につき3,000円)

5年後

満期返れい金  
**100万円**  
(+契約者配当金)

●次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額 (交通事故傷害増額支払特約または第三者加害行為等による傷害倍額支払特約をセットした場合は増額後の死亡・後遺障害保険金額) は、「同種の危険を補償する他の保険契約」\*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

①始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合

②契約者と被保険者 (満15才以上) が異なる場合で、その被保険者の同意 (署名・押印) が当社所定の書面にないとき

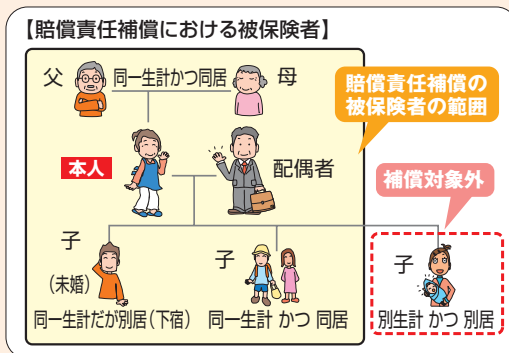
●「同種の危険を補償する他の保険契約」\*がある場合は、申込書の「他の保険契約」欄に必ずご記入ください。

\*「同種の危険を補償する他の保険契約」とは、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険 (積立保険を含む) などをいいます。

## 満期返れい金・契約者配当金について

保険期間が満了し、保険料全額のお払込みが完了している場合は、保険証券に記載された満期返れい金をご契約者にお支払いします。また、お支払いいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の運用益が予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち所定の方法により計算された金額を、満期返れい金とともに、契約者配当金としてお支払いします。なお、契約者配当金は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 被保険者 (補償の対象者) の範囲について



(1) 傷害補償、携行品損害担保、救済者費用等担保申込書の被保険者欄に記載の方 (被保険者本人) となります。

(2) 賠償責任補償について 事故発生時点において次の立場に該当する方が自動的に被保険者となります。

- a) 被保険者本人
- b) 被保険者本人の配偶者
- c) 被保険者本人または配偶者と生計をともにする同居の親族 (6親等以内の血族および3親等以内の姻族)
- d) 被保険者本人または配偶者と生計をともにする別居の未婚の子

## 契約者貸付サービス

契約者貸付は、ご契約者の皆さまに一定の限度額内で融資する制度です。不意の出費にお役立てください。なお、質権が設定されているご契約、または保険期間開始後2か月間および満期前4か月間はご利用になれません。

support

## 皆さまの健康で快適な生活を応援します 生活サポートサービス

ご相談無料

### サービスメニューの例

#### ■健康・医療、介護

- 健康・医療・相談
- 医療機関総合情報提供
- 介護相談
- 介護サービスに関する情報提供

#### ■健康診断サポート

- 各種人間ドック機関紹介 (一部割引有)
- ヘルスチェックサービス紹介

#### ■暮らしの相談

- <事業・争訟・当社保険関連案件を除く>
- 暮らしのトラブル相談
- 暮らしの税務相談
- 年金・資産運用相談

#### ■情報提供・紹介サービス

- 暮らしの情報提供
- 育児相談 (6歳以下)
- 各種事業者紹介紹介 (一部割引有)

●サービスメニューの詳細については、「生活サポートサービス」のチラシをご覧ください。 ●サービスのご利用時間・電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券同封の約款裏面等をご覧ください。 ●お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。 ●本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 ●サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。予めご了承ください。

# 積立女性保険の保険金の種類と内容について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険金	<b>死亡保険金</b> ● 事故によるケガ*のため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	● 死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)当該事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガ*に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	● 保険契約者や被保険者または保険金を受け取る方の故意によるケガ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 無資格運転、酒酔い運転(アルコールの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態での運転をいいます。)または麻薬等を使用して運転している間のケガ
	<b>後遺障害保険金</b> ● 事故によるケガ*のため事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	● 後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~3%をお支払いします。被保険者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の日からその日を含めて181日目における医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。)の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注)当該事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガ*に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。	● 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ● 妊娠・出産・流産、外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」を治療する場合を除きます。) ● 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 戦争・暴動等によるケガ(テロ行為によって生じたケガに関しては、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約条項により、保険金の支払対象にしています。) ● 核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染によるケガ
	<b>入院保険金</b> ● 事故によるケガ*の治療のため病院または診療所へ入院(入院に準ずる状態*を含みます。)され、平常の生活またはお仕事ができない場合	● [入院保険金日額]×[入院日数]をお支払いします。 (注)事故の日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの限度となります。	● 原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)・腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付ける医学的見解のないもの ● 自動車、オートバイ、モーターボート等によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)のケガ ● 4ページの「補償対象外となる運動」*によるケガ ● 4ページの「補償対象外となる職業」*に従事している間のケガなど
	<b>手術保険金</b> ● 入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ*の治療のために、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術*を受けられたとき	● [入院保険金日額]×[手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)]をお支払いします。 (注)1回の事故につき、1回の手術に限りです。また、同時に2以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。	● (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	<b>通院保険金</b> ● 事故によるケガ*のため ① 平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院*された場合 ② 骨折等のケガ*を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたとき当社が認められた場合	● 左記①の場合、[通院保険金日額]×[通院日数]をお支払いします。 左記②の場合、[通院保険金日額]×[左記②の状態に該当した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。 (注2) 平常の生活またはお仕事に支障がない程度になつた時以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 (注3) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金を重ねてお支払いしません。	
<b>賠償責任保険金</b>	● 次の偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えた等により、法律上の損害賠償責任を負った場合 ① 被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	● 被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。 (注1) 損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、事前に当社の承認を必要とします。	● 保険契約者または被保険者の故意、被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打による損害賠償責任 ● 地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 戦争・暴動等による損害 ● 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任 ● 被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任 ● 自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用・管理に起因する損害賠償責任 ● 核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故 など
<b>携行品損害保険金</b>	● 盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品*に損害が生じた場合	● 被害物の損害額(被害物の修理費または時価のいずれか低い方を限度とします。)から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1) 損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円を限度とします。ただし、通貨、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)については1回の事故につき5万円を限度とします。 (注2) 各保険年度ごとに、携行品損害保険金額がお支払いの限度となります。 (注3) 損害による価値の下落(格落損)はお支払いの対象になりません。	● 保険契約者、被保険者または被保険者を受け取る方または被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ● 無資格運転、酒酔い運転(アルコールの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態での運転をいいます。)または麻薬等を使用しての運転による損害 ● 自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、かし(瑕疵)の損害 ● 汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ● 電気的事故・機械的事故(故障等) ● 保険の目的である液体の流出 ● 置き忘れ、紛失 ● 地震・噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 戦争・暴動等による損害(テロ行為によって生じた損害に関しては条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約条項により、保険金の支払対象にしています。) ● 核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染による損害 ● 4ページの「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など
<b>救護者費用等保険金</b>	被保険者が次のイ、〜ハのいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合 イ、搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難 ロ、事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等により確認された場合 ハ、旅行行程中のケガ*がもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合	● 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担したイ、〜ホの費用を、その費用の負担者にお支払いします。 イ、遭難した被保険者の捜索、救助または移送する活動に要した費用 ロ、被保険者の捜索、看護または事故処理のための親族等の現地への交通費(救護者2名分かつ1往復分まで) ハ、親族等の現地および現地までの行程での宿泊料(救護者2名分かつ1名につき14日分まで) ニ、被保険者を現地から移送する費用 ホ、諸雑費(渡航手続費および救護者等が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。ただし、日本国外で左記に該当した場合は20万円限度、日本国内で左記に該当した場合は3万円限度)。 (注) 各保険年度ごとに、救護者費用等保険金額がお支払いの限度となります。	● 保険契約者、被保険者または被保険者を受け取る方の故意による費用 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用 ● 無資格運転、酒酔い運転(アルコールの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態での運転をいいます。)または麻薬等を使用しての運転中の事故 ● 脳疾患、疾病または心神喪失 ● 妊娠・出産・流産、外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」を治療する場合を除きます。) ● 地震・噴火またはこれらを原因とする津波 ● 戦争・暴動等による損害(テロ行為によって生じた損害に関しては条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約条項により保険金の支払対象にしています。) ● 核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染による損害 ● 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)・腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付ける医学的見解のないもの ● 4ページの「補償対象外となる運動」*を行っている間のケガ など
<b>ホームヘルパー費用保険金</b> (注)被保険者となれるのは、家庭内で炊事、掃除、洗濯などの家事を主として行っている方のみとなります。	● 事故によるケガ*のため、入院保険金を支払われる場合において、被保険者が行うべき家事を代行するためにホームヘルパー*を雇い入れられた場合	● 入院保険金をお支払いする期間中に被保険者が負担したホームヘルパー雇い入れ費用から自己負担額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注)1回の事故につき[支払限度基礎日額(限度日額)]×[ホームヘルパー雇い入れ日数(入院保険金をお支払いする日数を限度)]が限度となります。	● 傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。)をお支払いしない場合のケガによる損害 ● 事故発生時に被保険者が家事従事者*でなかった場合 など

● ※印の用語のご説明はパンフレット4ページをご覧ください。  
 ● すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約条項」がセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争・暴動等」について、テロ行為(政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)は、お支払いの対象となります。ただし、危険が著しく増加したと当社が認めるときは、48時間以前の予告により、追加保険料を請求するまたはこの特約を解除する場合があります。追加保険料を請求する場合で、お支払いいただけなかったときは、追加保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。  
 ● 保険金を何回お支払いしても、翌保険年度より死亡・後遺障害保険金額はもとに戻ります。(ただしご契約が終了する場合を除きます。)  
 ● 傷害保険金については、労災保険、健康保険、生命保険、第三者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

# 女性のリスクをきめこまやかにカバー。あなたに長期間の安心と、うれしいポケットマネー。

## 基本補償

### ケガによる死亡

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。



### ケガによる後遺障害

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者の方に後遺障害が生じた場合を補償します。

### ケガによる入院

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に入院された場合を補償します。



### ケガによる手術

入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために当社所定の手術を受けられた場合を補償します。



### ケガによる通院

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合を補償します。  
 (注) 90日分が通院保険金のお支払い限度となります。

### 保険金のお支払い例

顔面・頭部または頸部のケガで、外科手術または歯科手術を受けられた場合、入院保険金および通院保険金は2倍の額をお支払いします。  
 被保険者本人が交通事故による頭蓋骨骨折で70日間入院し、手術(観血手術)を受け、退院後20日間通院しました。

入院保険金	5,000円×2倍×70日	= 70万円
手術保険金	5,000円×20倍*	= 10万円
通院保険金	2,500円×2倍×20日	= 10万円
(注) 顔面、頭部または頸部以外の傷害の場合は、入院保険金および通院保険金は2倍とはなりません。		
*頭蓋骨観血手術(鼻骨、骨中隔を除く)…20倍(倍数は手術の種類により異なります。)		
<b>保険金合計</b>	<b>900,000円</b>	

#### 交通事故による傷害



#### 日常生活による傷害



#### スポーツによる傷害



## オプション

ご希望により補償の追加などをする場合にセットできます。

(注意) オプションのみでのご契約はできません。基本補償を限定する特約または同時にセットできる特約の組み合わせについては取扱代理店または当社にご確認ください。

### ●補償に関するオプション



#### 【賠償責任担保条項】

偶然な事故で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊した結果、法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償します。

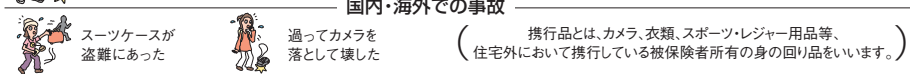


#### 国内・海外での賠償事故



#### 【携行品損害担保条項】

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が生じた場合を補償します。  
 (注) 盗難の場合には必ず警察にお届けください。



#### 国内・海外での事故

(携行品とは、カメラ、衣類、スポーツ・レジャー用品等、住宅外において携行している被保険者所有の身の回りの品をいいます。)



#### 【救護者費用等担保特約】

遭難したとき、旅行中のケガにより死亡または14日以上継続して入院されたときなどで、捜索費用や救護者費用が発生した場合を補償します。



#### 【ホームヘルパー費用担保特約】

被保険者(補償の対象者)がご家庭内で家事を主として行われている方である場合にご加入できる特約です。偶然な事故により入院し、ホームヘルパーを雇い入れられたときの入院期間中のホームヘルパー雇入れ費用を補償します。



#### 【交通事故傷害増額支払特約(2倍支払)】

「交通事故、建物・乗り物の火災による事故等によるケガ\*」については傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金)の2倍の額をお支払いします。保険金をお支払いできない主な場合については、「積立女性保険の保険金の種類と内容について」の傷害保険金の欄に記載されているもの、他、船舶乗組員、漁夫、船頭の方が職務のため船舶に搭乗している間の事故・職務としての荷役作業に直接起因して生じた事故などがあります。

\*「交通事故、建物・乗り物の火災による事故等によるケガ\*」とは、次に掲げるケガをいいます。1. 運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故によるケガ 2. 運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によるケガ 3. 運行中の交通乗用具の正視の搭乗装置もしくは当該装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガただし、異常かつ危険な方法で搭乗中に生じたケガは対象になりません。 4. 乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ 5. 道路通行中の次の事故によるケガ(1) 建造物・工作物などの倒壊または建造物・工作物などからの落下 (2) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下 (3) 火災または破裂・爆発 (4) 工作用自動車との衝突・接触または工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りません。)



#### 【第三者加害行為等による傷害倍額支払特約】

ストーカーなど第三者からの故意による加害行為\*1やひき逃げ事故\*2でケガをされた場合、傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金)を2倍にしてお支払いします。保険金をお支払いできない主な場合については、「積立女性保険の保険金の種類と内容について」の傷害保険金の欄をご確認ください。

\*1 警察に届け出があった場合に限り。 \*2 事故日からその日を含めて60日経過後も加害者を特定できないひき逃げ事故に限り。

(注) 第三者加害行為等による傷害倍額支払特約と交通事故傷害増額支払特約を同時にセットすることはできません。

#### ※印の用語のご説明(詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。)

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。なお、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、ケガには含まれません。
- 「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「後遺障害」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がおきた後のものをいいます。
- 「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼・言語機能を失っている場合など約款記載の状態に該当し、かつ、医師の治療を受けた状態をいいます。
- 「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術で、かつ、約款に手術名が列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術名は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 「通院」とは、医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。また、往診を含みます。
- 「補償対象外となる運動」とは、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、グライダー・飛行船を除く航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をい、パラグライダーなどのパラシュート型超軽量動力機を除きます。搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類似の危険な運動をいいます。
- 「補償対象外となる職業」とは、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業をいいます。
- 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。))外において携行している被保険者所有の身の回りの品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、次の「携行品」は補償対象外となります。船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車、原動機付自転車、自転車、義歯、コンタクトレンズ、動物、植物、有価証券、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。))、クレジットカード、旅券、稿本(本などの原稿)、設計書、「補償対象外となる運動」を行っている間の当該運動等のための用具、「補償対象外となる職業」に従事している間の当該職業のための用具 など
- 「ホームヘルパー」とは、炊事・掃除・洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
- 「家事従事者」とは、被保険者の家庭において、炊事・掃除・洗濯等の家事を主として行う方をいいます。

# ご契約にあたってのご注意

## ＜ご契約時にご注意いただきたいこと＞

### 1.告知義務—申込書の記入上の注意事項

- (1)ご契約者および被保険者には、ご契約時に当社に重要な事項を申し出ていただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります。申込書の記入事項が事実と違っている場合には、必ず被保険者が解除され、保険金をお支払いできないことがあります。特に被保険者の「生年月日」、「性別」、「ご職業」、「他の保険契約」など申込書の※印がついている項目については十分ご注意ください。
- (2)被保険者が以下の項目に該当する場合には、申込書の「他の保険契約」欄、「保険金請求履歴」欄にその内容を必ずご記入ください。
  - ・同種の危険を補償する他の保険契約(積立保険を含む、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険 など)をご契約されている場合
  - ・同種の危険を補償する他の保険契約で、過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合
- (3)死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合には、必ず被保険者の同意を確認するための署名・押印が必要となります。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約が無効となります。

### 2.補償の開始時期

始期日の午後4時(申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、特定の特約条項(初回保険料の口座振替に関する特約条項など)をセットした場合を除いて、ご契約と同時に申し込んでください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

### 3.保険料領収証および保険証券について

保険料をお支払いいただきますと、団体扱・集団扱契約の場合などを除き、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください(初回保険料を口座振替でお支払いいただく場合などを除きます。)。また、ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。なお、初回保険料を口座振替でお支払いいただく場合の保険証券のお届けは、初回保険料の口座振替の完了を確認した後となります。また、旧契約の満期返れい金を更改契約の保険料に充当される場合の更改契約の保険証券のお届けは、当社が満期返れい金のお支払い完了を確認できる旧契約の満期日以降となります。

### 4.お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

### 5.同種の事故を補償する満期返れい金のない保険もあります。

### 6.団体扱・集団扱でご契約いただける場合について

- (1)団体扱特約をセットしてご契約いただけるのは、「ご契約者」・「被保険者」が、それぞれ次に該当する場合のみとなります。

	団体扱特約をセットしてご契約いただける場合	団体扱特約をセットしてご契約いただけない場合
ご契約者	●団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方、または団体を退職された方 ※団体を退職された方については、退職者団体扱制度が導入されている場合に限りです。	●団体に勤務されている方のご家族 ●団体から給与の支払いを受けていない方(他団体からの出向者など) ●団体に勤務していない方(取引業者、下請業者など) ●団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方など)
被保険者	①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③「ご契約者または配偶者」の同居の親族 ④「ご契約者または配偶者」の別居の扶養親族	「ご契約者」「ご契約者の配偶者」いずれも別居の ●結婚しているお子さま ●妊娠しているお子さま ●扶養していないご父母 など

- (注) 保険期間の途中で、ご契約者が「団体扱特約をセットしてご契約いただける場合」に合致しなくなった場合には、保険料および払込方法を変更させていただきます。その際には保険年度内未払込保険料を一括でお支払いいただき、翌保険年度から払込方法が変更となりますので、取扱代理店または当社にご連絡ください。
- (2) 集団扱特約については、集団の種類によってご取扱いが異なります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## ＜その他ご注意いただきたいこと＞

### 1.保険金をお支払いする場合に該当したときの手続き

- (1) たち取に取扱代理店または当社にご連絡ください。  
保険金支払事由に該当した場合には、たち取に取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
  - (2) 賠償責任保険の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
  - (3) 携行品損害保険の対象となる盗難事故が発生した場合、必ず警察に届け出てください。
  - (4) 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)(が)保険金の請求を行うときは、約款に定める書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。また、当社は約款に定める書類以外の書類を求めることがあります。
  - (5) 事故により高度障害状態となり意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、(当社の承認を得て、被保険者と同居または生計をともにする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は右記の注)をご覧ください。))が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人とされる方も必ずご説明ください。
- (注) ①「被保険者と同居または生計をともにする配偶者」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計をともにする3親等以内の親族」

- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等以内の親族」
- (6) 保険金請求書については時刻(12分)がありますのでご注意ください。

### 2.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険契約は、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、申込書の裏面またはご説明書類をご覧ください。

### 3.お客さまの本人確認に関するお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、積立保険の加入や大口の現金取引などを行うにあたって、お客さまの本人確認を行うことが義務づけられています。ご加入にあたり、所定の公的証明書のご提示をお願いすることがありますので、ご了承ください。

### 4.税法上の取扱い(平成20年9月現在)

- (1) 満期返れい金・契約者配当金  
個人契約の場合、満期返れい金および契約者配当金は次の算式により計算された額が一時所得となります。(他に一時所得がない場合)。一時所得はその2分の1に相当する額が他の所得と合算のうえ課税されます。一時所得 = (満期返れい金 + 契約者配当金) - 払込保険料総額 - 特別控除額50万円
- (2) 保険料(掛金)  
平成18年度税制改正により、損害保険料控除は平成18年12月31日をもって廃止されました。

(注) なお、上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

★この保険内容(補償の対象者)のご年令によりお引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

★バンプレットは、積立女性保険ルーჯ(積立型基本特約付女性保険)のあらましです。詳細は女性保険普通保険約款・特約条項でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## ＜ご契約後にご注意いただきたいこと＞

### 1.通知義務等

ご契約内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または当社へご通知ください。特に次に掲げる変更については通知がない場合、変更後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いできないことや契約が解除される場合がありますのでご注意ください。

- ①同種の危険を補償する他の保険契約(積立保険を含む、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険 など)をご契約する場合
- ②当該団体から脱退(ご退職など)する場合(保険料の払込方法が団体扱または集団扱の場合のみ)  
なお、上記の他、ご契約者の住所などを変更する場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせご案内ができませんこととなります。

### 2.保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料を分割してお支払いいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、払込期日(口座振替の場合は金融機関所定の振替日)までにお支払いください。払込猶予期間(払込期日の属する月の翌月末日)までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いできなくなったり、ご契約を解除させていただくことがあります。なお、払込猶予期間までに分割保険料の入金がない場合には、お払済保険料の一定の範囲内で自動的にお立替えをします。また、お立替えした場合には、お立替金額に対して利息をいただきます。お立替えの限度額を超えた場合にはご契約は失効しますのでご注意ください。
- (2) 分割払の場合で、保険金支払事由が発生したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
- (3) 初回保険料を口座振替でお支払いいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の前月(月末は保険期間の開始する日とする場合には、保険期間の開始する月)に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができません場合には、保険金をお支払いしないことがあります。
- (4) 月払契約の最終保険料、団体扱契約または集団扱契約の集金停止後の残りの保険料は、満期返れい金から差し引き、お払込みに充当させていただきますのでご了承ください。

- (5) 団体扱契約・集団扱契約については、脱退(ご退職など)されたり、定数割れ(団体扱・集団扱全体で当社ご契約者数が10名未満となること)となった場合には、保険料および払込方法を変更させていただきます。その際には保険年度内未払込保険料を一括でお支払いいただき、翌保険年度から払込方法が変更となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3. 乗道整備師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、針、灸(きゅう)、マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。

### 4.その他ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1) お届けする保険証券は内容をご確認の上、大切に保管してください。
- (2) 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
  - ◎ 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
  - ◎ 被保険者のご年令が満70才以上の場合

### 5.法人のご契約

法人がご契約者となられる場合、自己資金でご契約いただくことが前提となりますので、あらかじめご了承ください。なお、借入れを行い、これが保険料に充当されると判断された場合には、借入に伴う支払利息と保険契約から生じる利益の計上時期について税務上対応をすることがありますので、借入金によるご契約はお引き受けいたしていません。

### 6.銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関を

- 取扱代理店として、ご契約される場合のご注意  
(1) この保険契約のお申込みの有無は、保険加入以外の金融機関のお取引には影響ございません。
- (2) この保険契約は、預金ではありません。また、預金保険機構の対象でもありませんのでご注意ください。
- (3) お客さまから当社または取扱代理店に振り込んでいただきました保険料につきましては、保険料領収証の発行を省略させていただきます。保険料領収証が必要な場合には取扱代理店または当社までご連絡ください。

### 7.保険会社破綻時等の取扱い

- ＜経営破綻した場合等のご契約者の保護について＞(平成20年9月現在)  
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時に約束した保険金・満期返れい金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者の保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

- ① 満期返れい金・積立部分に係る解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率見直し等により、当初定められた金額の80%を下回ることはあります。
- ② 保険金・補償部分に係る解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。

### 8.「現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約されるときは、ご契約者にとって不利となる事項があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合がありますのでご注意ください。

- (1) 現在のご契約について解約される場合の不利益事項  
多々の場合、現在のご契約の解約返れい金はお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返れい金はいくらもありません。
- (2) 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項  
① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の年齢などによりご加入いただけない場合があります。  
② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険始期前にケガの原因が生じていた場合には保険金をお支払いできない場合があります。  
③ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率等が解約される契約と異なる場合があります。  
④ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。現在のご契約を解約され、新たな保険契約にご加入された場合、以後は新たな保険契約の普通保険約款・特約条項が適用されます。

# 契約概要のご説明(積立女性保険)

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願い申し上げます。
- ご契約者と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容は、女性保険普通保険約款、積立型基本特約条項およびその他のセットされる特約条項によって定まります。詳細は、女性保険普通保険約款・特約条項でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申し込みいただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

この保険(積立型基本特約付女性保険)は、被保険者が偶然な事故によりケガをされた場合、賠償責任を負った場合、および被保険者の携行品が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合に保険金をお支払いします。「病気」は保険金お支払いの対象とはなりません。また、保険期間中の補償に加えて、保険期間が満了したときには満期返れい金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方は女性に限りです。

### (2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)と保険金のお支払額および保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)については、2ページをご覧ください。詳細は普通保険約款・特約条項でご確認ください。なお、免責事由の詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (3) セットできる主な特約

この保険にセットできる特約をご用意しております。主なものは3~4ページをご確認ください。詳細は普通保険約款・特約条項でご確認ください。

### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、3年から10年の整数年です。なお、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (5) 引受条件

①ご契約いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客様の保険金額につきましては、申込書の「保険金額」欄にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引き受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おください。
- ・入院保険金日額、通院保険金日額は、それぞれ他の保険金の保険金額との関係で上限が定められますのでご了承ください。

②次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額(交通事故傷害増額支払特約または第三者加害行為等による傷害倍額支払特約をセットした場合は増額後の死亡・後遺障害保険金額)は、「同種の危険を補償する他の保険契約」※と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

- ・始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合
  - ・契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名・押印)が当社所定の書面にないとき
- ※「同種の危険を補償する他の保険契約」とは、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険(積立保険を含む)などをいいます。

## 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・満期返れい金などにより決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、実際にご契約いただくお客様の保険料は申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。分割払の場合には、払込回数および払込方式により、保険料が割増となります。

上記以外に、ご契約者の勤務または所属する団体等を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、一定の条件があります。また、払込方式につきましては、口座振替方式、当社の指定するクレジットカードによる方式(一時払を除きます。)などがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険では、保険期間が満了し、保険料全額のお払込みが完了している場合は、保険証券に記載された満期返れい金をご契約者にお支払いします。また、お支払いいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の運用益が予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち所定の方法により計算された金額を、満期返れい金とともに、契約者配当金としてお支払いします。なお、契約者配当金は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。

<ご契約の中途終了・失効の場合について>

- ・同一保険年度(保険の始期日から起算した1年ごとの期間)内に生じた事故によるケガに対してお支払いする死亡・後遺障害保険金の合計額が、契約時に定めた死亡・後遺障害保険金額に相当する額となった場合は、ご契約は終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできなくなります。
- ・保険金をお支払いする事由以外の原因によって、被保険者が亡くなった場合にはご契約は失効し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできなくなります。

## 5. 解約・失効返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。解約の条件によっては、当社の定めるところにより解約返れい金のお支払い(保険料の返還)、または未払保険料を請求させていただくことがあります。(満期返れい金、契約者配当金はお支払いしません。)解約返れい金があっても多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、解約は慎重にご検討ください。また、失効の場合は、当社の定めるところにより算出した失効返れい金をお支払いできることがあります。特に経過期間が短い場合には、返れい金がお払込保険料総額を大きく下回る場合がありますので、ご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

当社へのご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上  
お客さまデスク

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

(社)日本損害保険協会の  
「そんがいほけん相談室」

保険会社との間で問題を解決できない場合には、こちらにご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

万一事故にあわれたら

24時間365日  
事故受付サービス

事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。

0120-632-277 (無料)

0120-107-808 (無料)

0120-258-189 (無料)

携帯電話・PHSからは

03-3255-1306(有料)をご利用ください。

平日 9:00~18:00

(土日・祝日はお休みとさせていただきます。)

事故はいち早く


平日 9:15~20:00 土日祝日 9:15~17:00  
(年末・年始は休業させていただきます。)

当社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

※ご契約者さま向けサービス お客さま  サービス もこちらから

 三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

〒104-8252 東京都中央区新川12-2-27

お客さまデスク 0120-632-277(無料)  
受付時間 平日 9:15~20:00 土日 祝日 9:15~17:00(年末・年始は休業させていただきます)  
ホームページアドレス <http://www.ms-ins.com>

地球環境保護のため再生紙を使用しています。

V0636

60,000

2008.09

A3F18A

(改)

43

[使用申込書No.V5603]

# 積立女性保険 Rouge

## ご契約例と保険料

ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額(交通事故傷害増額支払特約または第三者加害行為等による傷害倍額支払特約をセットした場合は増額後の死亡・後遺障害保険金額)は、「同種の危険を補償する他の保険契約」と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となる場合がありますのでご注意ください。詳細は下段をご覧ください。

満期返れい金		200万円	100万円	50万円	30万円	20万円	
保険金額	傷害	死亡・後遺障害	1,000万円	500万円	250万円	150万円	100万円
		入院保険金日額	10,000円	5,000円	2,500円	1,500円	1,000円
		通院保険金日額	5,000円	2,500円	1,250円	750円	500円
	賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	携行品損害(自己負担額3,000円)	30万円	30万円	20万円	15万円	10万円	

### ◆基本タイプ

保険料	3年	一時払	2,066,470円	1,035,600円	518,860円	312,060円	208,670円
		年払	696,940円	349,390円	175,120円	105,360円	70,480円
	月払	58,520円	29,360円	14,720円	8,850円	5,930円	
	団体扱・集団扱	58,150円	29,150円	14,610円	8,790円	5,880円	
	5年	一時払	2,056,150円	1,031,850円	517,620円	311,760円	208,850円
	年払	423,620円	212,720円	106,780円	64,350円	43,140円	
	月払	35,700円	17,930円	9,010円	5,430円	3,640円	
	団体扱・集団扱	35,350円	17,750円	8,910円	5,370円	3,600円	

### ◆加害行為2倍補償タイプ(第三者加害行為等による傷害倍額支払特約付帯)

保険料	3年	一時払	2,067,920円	1,036,320円	519,220円	312,270円	208,810円
		年払	697,450円	349,650円	175,240円	105,440円	70,540円
	月払	58,580円	29,370円	14,740円	8,860円	5,930円	
	団体扱・集団扱	58,150円	29,150円	14,610円	8,790円	5,880円	
	5年	一時払	2,058,550円	1,033,050円	518,220円	312,120円	209,090円
	年払	424,210円	213,020円	106,920円	64,450円	43,200円	
	月払	35,760円	17,960円	9,010円	5,430円	3,650円	
	団体扱・集団扱	35,350円	17,750円	8,910円	5,370円	3,600円	

### ◆交通傷害2倍タイプ(交通事故傷害増額支払(2倍支払)特約付帯)

保険料	3年	一時払	2,096,100円	1,050,410円	526,270円	316,510円	211,630円
		年払	708,540円	355,200円	178,010円	107,110円	71,650円
	月払	59,570円	29,870円	14,980円	9,010円	6,030円	
	団体扱・集団扱	59,230円	29,690円	14,870円	8,950円	5,980円	
	5年	一時払	2,103,550円	1,055,550円	529,470円	318,870円	213,590円
	年払	435,040円	218,440円	109,630円	66,070円	44,290円	
	月払	36,750円	18,460円	9,270円	5,580円	3,740円	
	団体扱・集団扱	36,390円	18,270円	9,170円	5,530円	3,700円	

### ◆ホームヘルパー費用担保特約(オプション)

ホームヘルパー費用の補償をご希望の場合は、各セットの保険料に下記保険料を加算してください。

(支払限度基礎日額1万円(自己負担額5,000円))

保険期間	3年	5年
一時払	3,350円	5,360円
年払	1,310円	1,300円
月払	120円	120円
団体扱・集団扱	110円	110円

### ◆救護者費用担保特約(オプション)

救護者費用の補償をご希望の場合は、各セットの保険料に下記保険料を加算してください。

(保険金額300万円)

保険期間	3年	5年
一時払	500円	800円
年払	200円	190円
月払	20円	20円
団体扱・集団扱	20円	20円

### ◆賠償責任不担保

賠償責任を除外される場合は、各セットの保険料から下記保険料を差し引いてください。

保険期間	3年	5年
一時払	1,040円	1,670円
年払	410円	410円
月払	40円	40円
団体扱・集団扱	30円	30円

### ◆携行品損害不担保

携行品損害を除外される場合は、各セットの保険料から下記保険料を差し引いてください。

保険金額	30万円		20万円		15万円		10万円	
	3年	5年	3年	5年	3年	5年	3年	5年
一時払	3,680円	5,880円	2,380円	3,800円	1,750円	2,800円	1,450円	2,320円
年払	1,440円	1,430円	930円	920円	690円	680円	570円	560円
月払	130円	130円	90円	80円	60円	60円	50円	50円
団体扱・集団扱	120円	120円	80円	80円	60円	60円	50円	50円

● 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額(交通事故傷害増額支払特約または第三者加害行為等による傷害倍額支払特約をセットした場合は増額後の死亡・後遺障害保険金額)は、「同種の危険を補償する他の保険契約」\*と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。

- ① 始期日時時点で被保険者が満15才未満の場合
- ② 契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名・押印)が当社所定の書面にないとき

● 「同種の危険を補償する他の保険契約」\*がある場合は、申込書の「他の保険契約」欄に必ずご記入ください。

\* 「同種の危険を補償する他の保険契約」とは、傷害保険・傷害疾病保険・所得補償保険(積立保険を含む)などをいいます。

※ 保険金のお支払い方法、条件その他この契約の詳細については、積立女性保険パンフレット、約款等を必ずご覧ください。